



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- \*172 和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則 (建築住宅課)..... 1
- \*173 和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則 ( " )..... 3

## 規 則

### 和歌山県規則第172号

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則 (平成7年和歌山県規則第80号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第12条 略</p> <p>(共益費)</p> <p><u>第13条 条例第20条第1項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>共同施設並びにエレベーター、給水施設及び下水処理施設に係る電気、水道及び下水道の使用料</u></p> <p>(2) <u>下水処理施設の維持管理に要する費用</u></p> <p>(3) <u>共同施設の清掃、剪定その他の維持管理並びにこれにより生じた汚物及びじんかいの処理の委託に要する費用</u></p> <p>(4) <u>共同施設に係る物品の購入若しくは当該物品の交換の委託又は修繕の委託に要する費用</u></p> <p>(一時不在届)</p> <p><u>第14条 条例第23条の規定による届出は、特定公共賃貸住宅一時不在届出書 (別記第9号様式) により行わなければならない。</u></p> <p>(併用承認)</p> <p><u>第15条 条例第25条ただし書の規定による知事の承認を受けようとする者は、特定公共賃貸住宅併用承認申請書 (別記第10号様式) を知事に提出しなければならない。</u></p> <p>2・3 略</p> <p>(模様替えの承認)</p> <p><u>第16条 条例第26条第1項ただし書の規定による知事の承認を受けようとする者は、特定公共賃貸住宅模様替承認申請書 (別記第11号様式) に関係図面を添えて知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>第12条 略</p> <p>(一時不在届)</p> <p>第13条 条例第22条の規定による届出は、特定公共賃貸住宅一時不在届出書 (別記第9号様式) により行わなければならない。</p> <p>(併用承認)</p> <p>第14条 条例第24条ただし書の規定による知事の承認を受けようとする者は、特定公共賃貸住宅併用承認申請書 (別記第10号様式) を知事に提出しなければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(模様替えの承認)</p> <p>第15条 条例第25条第1項ただし書の規定による知事の承認を受けようとする者は、特定公共賃貸住宅模様替承認申請書 (別記第11号様式) に関係図面を添えて知事に提出しなければならない。</p>

2 略

(同居の承認)  
第17条 条例第27条ただし書の規定による知事の承認を受けようとする者は、特定公共賃貸住宅同居承認申請書(別記第12号様式)を知事に提出しなければならない。  
 2～4 略

第18条・第19条 略

(入居の承継)  
第20条 条例第28条の規定による知事の承認を受けようとする者は、特定公共賃貸住宅入居承継承認申請書(別記第15号様式)を知事に提出しなければならない。  
 2・3 略

(明渡しの届出)  
第21条 条例第29条第1項の規定による届出は、特定公共賃貸住宅明渡届出書(別記第16号様式)により行わなければならない。

(立入検査を行う者の証)  
第22条 条例第32条第3項の証票は、別記第17号様式のとおりとする。

2 略

(同居の承認)  
第16条 条例第26条ただし書の規定による知事の承認を受けようとする者は、特定公共賃貸住宅同居承認申請書(別記第12号様式)を知事に提出しなければならない。  
 2～4 略

第17条・第18条 略

(入居の承継)  
第19条 条例第27条の規定による知事の承認を受けようとする者は、特定公共賃貸住宅入居承継承認申請書(別記第15号様式)を知事に提出しなければならない。  
 2・3 略

(明渡しの届出)  
第20条 条例第28条第1項の規定による届出は、特定公共賃貸住宅明渡届出書(別記第16号様式)により行わなければならない。

(立入検査を行う者の証)  
第21条 条例第31条第3項の証票は、別記第17号様式のとおりとする。

別記第1号様式中

「

生年月日	明治 大正 昭和	年	月	日
------	----------------	---	---	---

を

「

生年月日	年	月	日
------	---	---	---

に改める。」

別記第2号様式中「第2号様式」を「別記第2号様式」に、「5 月額使用料 円」を

「5 月額使用料  
 (1) 家賃 円 に、「入居を」を「入居の決定を」に改める。  
 (2) 共益費 円」

別記第3号様式中「第31条第1項」を「第32条第1項」に改め、「、第30条に規定する住宅管理人」を削り、「2 敷金 金 円(3月分の家賃に相当する額)」を  
 「2 共益費 金 円  
 ただし、共益費の額が変更されたときはその額とする。」に改める。

3 敷金 金 円(3月分の家賃に相当する額)」

別記第4号様式中「第31条第1項」を「第32条第1項」に改め、「、第30条に規定する住宅管理人」を削る。

別記第6号様式中「平成 年 月 日住第 号」を「 年 月 日 第 号」に改める。

別記第9号様式中「第13条関係」を「第14条関係」に、「第22条」を「第23条」に改める。

別記第10号様式中「第14条関係」を「第15条関係」に、「第14条第1項」を「第15条第1項」に改める。

別記第11号様式中「第15条関係」を「第16条関係」に、「第15条第1項」を「第16条第1項」に、「申し立て」を「申立て」に、「第25条第2項」を「第26条第2項」に改める。

別記第12号様式中「第16条関係」を「第17条関係」に、「第16条第1項」を「第17条第1項」に改める。

別記第13号様式中「第17条関係」を「第18条関係」に、「第15条」を「第18条」に改める。  
 別記第14号様式中「第18条関係」を「第19条関係」に、「第18条」を「第19条」に改める。  
 別記第15号様式中「第19条関係」を「第20条関係」に、「第19条第1項」を「第20条第1項」に改める。  
 別記第16号様式中「第20条関係」を「第21条関係」に、「殿」を「様」に、

「明 渡 し 年 月 日」を「明 渡 年 月 日」に、

「検査者意見 年 月 日 明渡確認 印」を

「検査日 年 月 日 検査員職氏名 に改める。  
 検査内容 」

別記第17号様式中「第21条関係」を「第22条関係」に、「第31条第1項」を「第32条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、別記第1号様式の改正規定、別記第2号様式の改正規定（「第2号様式」を「別記第2号様式」に、「入居を」を「入居の決定を」に改める部分に限る。）、別記第3号様式及び別記第4号様式の改正規定（「、第30条に規定する住宅管理人」を削る部分に限る。）、別記第6号様式の改正規定、別記第11号様式の改正規定（「申し立て」を「申立て」に改める部分に限る。）、別記第16号様式の改正規定（「第20条関係」を「第21条関係」に改める部分を除く。）及び次項の規定（「、第30条に規定する住宅管理人」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

- 2 和歌山県特定公共賃貸住宅設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年和歌山県規則第9号）の一部を次のように改正する。

附則別記様式中「第31条第1項」を「第32条第1項」に改め、「、第30条に規定する住宅管理人」を削る。

(経過措置)

- 3 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

和歌山県規則第173号

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年7月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県営住宅条例施行規則（平成9年和歌山県規則第95号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(入居者資格)                      第1条の3 条例第6条第1項の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、受けることが困難であると認められる者を除く。                      (1)～(9) 略                      2・3 略                      4 条例第6条第1項第2号アの規則で定める場</p>	<p>(入居者資格)                      第1条の3 条例第6条の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、受けることが困難であると認められる者を除く。                      (1)～(9) 略                      2・3 略                      4 条例第6条第2号アの規則で定める場合は、</p>

合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1)～(4) 略

(県営住宅の指定)

第1条の4 条例第6条第1項第1号ただし書の規則で定める県営住宅は、最近1年間における当該県営住宅に係る入居者を募集した戸数に対する条例第8条の規定により入居の申込みをした者の数の割合が低倍率であるものとして知事が別に定める割合未満であるものその他知事が別に定めるものとする。

(入居者の資格を別に定めることができる県営住宅)

第1条の5 条例第6条第2項の規則で定める県営住宅は、次に掲げるものとする。

- (1) 老人又は視覚障害者、聴覚障害者若しくは肢体不自由者向けの県営住宅
- (2) 前号に掲げる県営住宅のほか、知事が特に必要があると認めて指定するもの

第17条 略

(共益費)

第17条の2 条例第19条第3項の規則で定める費用は、次に掲げるものとする。

- (1) 共同施設並びにエレベーター、給水施設及び汚水処理施設に係る電気、水道及び下水道の使用料
- (2) 汚水処理施設の維持管理に要する費用
- (3) 共同施設の清掃、剪定その他の維持管理並びにこれにより生じた汚物及びじんかいの処理の委託に要する費用
- (4) 共同施設に係る物品の購入若しくは当該物品の交換の委託又は修繕の委託に要する費用

(一時不在の届出)

第18条 略

2 条例第53条の規定により条例第23条を準用する場合においては、前項の規定中「県営住宅一時不在届出書(別記第16号様式)」を「知事が別に定めるところ」と読み替えるものとする。

(併用の承認)

第19条 条例第25条ただし書(条例第47条において準用する場合を含む。)の規定により、知事は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、県営住宅を住宅以外の用途に併用することを承認するものとする。

- (1) 県営住宅を住宅以外の用途に併用しようとする入居者又はその同居者(以下この項において「入居者等」という。)があん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条の規定により、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者であり、かつ、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者であって、その者の障害の級別が身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する1級から4級までのいずれかの級別であるものである場合

(2)～(4) 略

2～4 略

(公営住宅監理員)

第31条の2 条例第55条第1項の公営住宅監理員

次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1)～(4) 略

(県営住宅の指定)

第1条の4 条例第6条第1号ただし書の規則で定める県営住宅は、最近1年間における当該県営住宅に係る入居者を募集した戸数に対する条例第8条の規定により入居の申込みをした者の数の割合が低倍率であるものとして知事が別に定める割合未満であるものその他知事が別に定めるものとする。

第17条 略

(一時不在の届出)

第18条 略

(併用の承認)

第19条 条例第25条ただし書(条例第47条において準用する場合を含む。)の規定により、知事は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、県営住宅を住宅以外の用途に併用することを承認するものとする。

- (1) 県営住宅を住宅以外の用途に併用しようとする入居者又はその同居者(以下この項において「入居者等」という。)があん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第1条の規定により、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゆう師免許を受けた者であり、かつ、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者であって、その者の障害の級別が身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に規定する1級から4級までのいずれかの級別であるものである場合

(2)～(4) 略

2～4 略

(公営住宅監理員及び県営住宅管理人)

第31条の2 条例第55条第1項の公営住宅監理員

(次項において「公営住宅監理員」という。) は、県土整備部都市住宅局建築住宅課及び各振興局建設部(海草振興局、那賀振興局、伊都振興局及び有田振興局の建設部を除く。)に置く。

2。略

(管理の代行)

第33条 条例第57条第1項の規定により市町村又は和歌山県住宅供給公社が県営住宅又は共同施設の管理を行う場合における第1条の3第2項及び第3項、第2条、第4条、第6条、第7条、第10条から第13条まで、第19条、第20条、第24条、第25条並びに第31条の2の規定の適用については、これらの規定(第31条の2を除く。)中「知事」とあるのは「市町村の長又は和歌山県住宅供給公社の理事長」と、第31条の2第1項中「県土整備部都市住宅局建築住宅課及び各振興局建設部(海草振興局、那賀振興局、伊都振興局及び有田振興局の建設部を除く。)」とあるのは「市町村又は和歌山県住宅供給公社」と読み替えるものとする。

(次項において「公営住宅監理員」という。) は、県土整備部都市住宅局建築住宅課及び各振興局建設部(海草振興局建設部を除く。)に置く。

2。略

3。条例第55条第3項の県営住宅管理人は、県営住宅に置くものとし、その担当区域は、別に定める。

(管理の代行)

第33条 条例第57条第1項の規定により市町村又は和歌山県住宅供給公社が県営住宅又は共同施設の管理を行う場合における第1条の3第2項及び第3項、第2条、第4条、第5条、第6条、第7条、第10条、第11条、第12条、第13条、第19条、第20条、第24条並びに第25条中「知事」とあるのは「市町村の長又は和歌山県住宅供給公社の理事長」と、第31条の2第1項中「県土整備部都市住宅局建築住宅課及び各振興局建設部(海草振興局建設部を除く。)」とあるのは「市町村又は和歌山県住宅供給公社」と読み替えるものとする。

別記第1号様式中

「2。現在別居中の方と同居しようとする場合は、(0)住宅に困っている現況の欄(オその他)に理由と現住所を記入して下さい。」を

「2。(A)申込者の氏名の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

に改める。

3。現在別居中の方と同居しようとする場合は、(0)住宅に困っている現況の欄(オその他)に理由と現住所を記入して下さい。」

別記第2号様式中

「

家	賃	月 額	円
---	---	-----	---

を

「

家	賃	月 額	円
共 益	費	月 額	円

に、

「2。県営住宅が借上げに係るものである場合には、表その他の項に当該県営住宅の借上げの期間の満了時に当該県営住宅を明け渡さなければならない旨を記載すること。」を

「2。知事が共益費を徴収する県営住宅に限り共益費の月額を記載すること。

3。県営住宅が借上げに係るものである場合には、表その他の項に当該県営住宅の借上げの期間の満了時に当該県営住宅を明け渡さなければならない旨を記載すること。」

別記第3号様式(表)中「入居時の家賃の額 月額 円」を

「入居時の家賃の額 月額 円

入居時の共益費の額 月額 円」

に改め、「毎月分の家賃」の次に「(知事が共益

費を徴収する場合は、共益費を含む。)」を加え、「同条第3項に規定する県営住宅管理人」を削る。

別記第4号様式中「同条第3項に規定する県営住宅管理人」を削る。

別記第19号様式中「第6条第2号」を「第6条第1項第2号」に改める。

別記第22号様式中

「検査者意見 年 月 日 明渡確認 ㊟」を

「検査日 年 月 日 検査員職氏名

検査内容

に改める。」

別記第23号様式を次のように改める。

別記第23号様式 (第26条関係)

社会福祉事業等県営住宅使用承認申請書

和歌山県知事 様

年 月 日

主たる事務所  
の所在地  
名 称  
代表者氏名  
電 話 番 号

社会福祉事業等を実施するため、下記のとおり県営住宅の使用を希望するので、承認を申請します。

記

県営住宅の所在地					
県営住宅の住宅番号		県営住宅	団地	号棟	階 号室
使用の目的					
使用申請期間		年 月 日から		年 月 日まで	
利 用 予 定 者	ふりがな 氏 名	生年月日	性別	現 住 所	障害の程度
	-----				
	-----				
	-----				
	-----				
指 導 員 等	氏 名	現 住 所		電話番号	援助の形態
連 携 施 設	施 設 名 称		所 在 地		電話番号

- 注意事項
- 「使用の目的」の欄には、公営住宅法第45条第1項に定める事業の種別、グループホーム名称等を記載すること。
  - 「障害の程度」の欄には、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の等級、障害基礎年金の級別等を記載すること。
  - 「援助の形態」の欄には、指導員等の同居・通いの別を記載すること。
  - 「連携施設」の欄には、申請者以外の協力医療機関、福祉施設等を記載すること。

- 添付書類
- グループホーム運営等の承認書又は指定書の写し
  - 地方公共団体以外の社会福祉法人等にあつては、当該法人の登記事項証明書等の写し
  - 緊急時の連絡・支援体制を記載した書類
  - その他知事が必要と認める書類

別記第24号様式中「及び県営住宅管理人」を削り、「し、又は同条第3項の規定により県営住宅管理人を置く」を「する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条の3第1項及び第4項の改正規定、第1条の4の改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定、第18条に1項を加える改正規定、第19条第1項第1号の改正規定、第31条の2の見出し及び同条第1項の改正規定、同条第3項を削る改正規定、第33条の改正規定、別記第1号様式及び別記第3号様式(表)の改正規定(「、同条第3項に規定する県営住宅管理人」を削る部分に限る。)、別記第4号様式、別記第19号様式及び別記第22号様式から別記第24号様式までの改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

(和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 和歌山県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則(令和2年和歌山県規則第10号)の一部を次のように改正する。

附則別記様式中「、同条第3項に規定する県営住宅管理人」を削る。

(経過措置)

3 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。